

京都市会日程等周知ポスター・チラシ版下製作業務の受託者選定に係る募集要項

1 委託業務の内容

(1) 名称

京都市会日程等周知ポスター・チラシ（以下、ポスター・チラシ）版下製作業務

(2) 委託内容、契約期間

仕様書のとおり

2 応募資格

本募集に応募する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

(1) 本市の競争入札参加資格者であり、入札参加停止期間中でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

3 応募資格の停止

応募資格があると認めた者が、次の(1)～(3)に該当することとなったときは、参加を取り消すこととします。

(1) 審査日までに、京都市契約事務規則第2条に規定する入札参加資格を喪失したとき。

(2) (1)に掲げるもののほか、本募集に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

(3) その他、特に本募集に参加させることが不適當であると認めたとき。

4 資料の提出

(1) 提出する資料

受託希望者は、次の資料を提出すること（様式は任意とする。）。

ア 見積書 1部

※ 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）、商号及び氏名（法人にあつては名称及び代表者名）を表紙に記入したうえ、代表者印を押印すること。

また、ポスター・チラシそれぞれの内訳を明記すること。

イ 提案書 6部

提案内容について、デザイン方針（デザイン、レイアウト、色彩等）を明記し、表紙には受託希望者の社名を記載し、表記以外に提案者の社名や担当者を記載しないこと。

なお、チラシについては表面のみを提案の対象とし、ポスターとチラシのデザインを一体のものとして提案すること。

また、デザインの方針を示す資料として、次の物を付けること。

(ア) ポスター・チラシ（表面）の見本（記載内容は平成27年2月市会日程等周知ポスター・チラシを元にする事）

(イ) 平成26年度のポスターにおける改善点

(ウ) 制作体制

営業・編集等、当該委託業務に係る部門ごとのスタッフの人数、役割等を記載すること。

(エ) ポスター製作実績

本市若しくは他の自治体が発行するポスターについて、過去5年間に製作したもののデザインが分かる資料（完成品の見本等）を添付すること。

(2) 提出期限

平成27年2月27日（金）午後5時。辞退する場合は締切日時までにその旨を申し出ること。

(3) 提出方法

郵送又は持参（郵送の場合、簡易書留でお願いします（上記提出期限必着）。）

(4) 提出先

京都市会事務局調査課（担当：高橋，柿倉）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3709 FAX：075-222-3713

5 審査項目

「京都市会日程等周知ポスター・チラシ版下製作業務受託候補者選定に係る評価基準」のとおりにします。

6 受託者の決定等

(1) 受託候補者の決定

京都市会が設置する選考組織において、「京都市会日程等周知ポスター・チラシ版下製作業務受託候補者選定に係る評価基準」により提案書等に基づいて審査し、全ての参加者について順位を定め、最も優れていた者を受託候補者として選定します。

(2) 審査結果通知

審査結果については平成27年3月4日（水）までに通知する予定です。審査について事業者から問い合わせがあった場合、次の項目について回答します。

ア 問い合わせ事業者の順位

イ 選定事業者名及びその他の参加事業者名

ウ 選定事業者の提示金額

エ 問い合わせた事業者の評価内容

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議のうえ、委託内容を決定し、委託契約を締結します。この際、受託候補者との協議が整わなかった場合は、順位の高かった者の順に新たな受託候補者とし、協議を行います。

7 委託契約の詳細

(1) 契約上限額

ポスター・チラシ 金400千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(2) 委託費の支払条件

精算払いとします。

(3) 特約事項

見積額は、物価の上昇等に正当な理由がない限り、契約時に増額することは認めません。また、提案書等を勘定して決定するため、委託契約額が見積書と同じになるとは限らないことに留意してください。

(4) 再委託の禁止

受託者は、原則、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、京都市会事務局が承認した場合はその限りではありません。

(5) 契約保証金

免除とします。

8 その他

(1) 本事業は平成27年度予算による事業につき、京都市会において予算が承認されないなどの事情により本事業に係る予算が成立しなかった場合、事業が中止となることがあります。

(2) 全ての提出書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とします。

(3) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 提出期限以降の提案書等の差替え及び再提出には応じることはできません。

(5) 提出物については、提案者に返却しません。

9 問い合わせ先

京都市会事務局調査課（担当：高橋，柿倉）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3709 FAX：075-222-3713